

大阪国際大学・大阪国際大学短期大学部  
【2019年度入試 予約給付型奨学金制度】募集要領

本奨学金は、修学の熱意があるにもかかわらず経済的な事情により進学が困難な生徒に対し、経済支援を行うことを目的として、入学選考の出願前に申請いただき、入学後に奨学金が受けられることを事前に約束する制度です。

本奨学金を希望する者(下記1の申請資格該当者)は、募集要領をよく読み、以下の申請手続を行ってください。

1. 申請資格

以下の①～③の条件に全て該当すること。

- ① 日本国内の高等学校(中等教育学校を含む)を、2019年3月卒業見込みで、かつ、全体の評定平均値が「**3.5**」(小数点以下第2位以下を四捨五入)以上の者。  
※評定平均値:最終学年1学期または前期までの値
- ② 本学への入学を強く希望し、2019年度入学選考において、申請書に記載した選考種別および出願学科(ライフデザイン総合学科においてはコース)を受験する者。  
(予約給付型奨学金制度採用候補者として出願するまでに本学が実施した入学選考を受験し、合格した者は除く。)
- ③ 父母両方の収入・所得またはこれに代わって家計を支えている者の収入・所得の合計が、下表に当てはまる者。

給与所得者 【所得証明書の「給与収入」欄】 【源泉徴収票の支払金額(税込み)】	給与所得以外 【所得証明書の「営業等所得」欄】 【確定申告書等の所得金額(税込み)】
600万円以下	388万円以下

※前年度収入・所得が上記基準を超えていても、死亡・退職・廃業により申請時時点においても無職で、それらを証明する公的書類が提出できる場合は、資格ありとする。

2. 奨学金額、給付期間、給付方法

奨学金額:授業料の半額相当額【年額395,000円(給付)】(返済不要)

給付期間:大学4年間・短大2年間の最短修業年限期間中の継続受給が可能。

※但し、各学年で家計基準等による継続判定があります。また、毎年度「所得証明書」の提出を求めます。

給付方法:毎年度、前期・後期の2分割とし、それぞれの授業料納付額から相殺する。

3. 採用候補者数 50名(大学 40名・短大 10名)

採用候補者数内訳

対象選考種別	大学	短期大学部
一般入学選考A日程(大学・短大) 大学入試センター試験利用入学選考Ⅰ期(大学) 大学入試センター試験利用入学選考(短大)	25	6
一般入学選考B日程(大学・短大) 大学入試センター試験利用入学選考Ⅱ期(大学)	10	2
一般入学選考C日程(大学・短大) 大学入試センター試験利用入学選考Ⅲ期(大学)	5	2

※一般入学選考・大学入試センター試験利用入学選考にかかる採用候補者数については、それぞれ申請者数に応じて比例配分する。

#### 4. 申請方法、申請期間、提出先

申請方法:①所定の申請期間に下記「5」の申請書類を提出先まで郵送してください。(締切日必着)

②申請は第1期から第3期のうち1回限りとします。

③一般入学選考と大学入試センター試験利用入学選考の同時出願は1回と見なします。

申請期間:

申請区分	申請期間 (締切日必着)	結果通知日	出願対象となる選考種別 (いずれか1回の出願に限る)
第1期	2018年11月19日(月)～ 2018年12月3日(月)	2018年12月17日(月)	一般入学選考A日程 大学入試センター試験利用入学選考Ⅰ期(大学) 大学入試センター試験利用入学選考(短大)
第2期	2018年12月10日(月)～ 2019年1月4日(金)	2019年1月21日(月)	一般入学選考B日程 大学入試センター試験利用入学選考Ⅱ期
第3期	2019年1月11日(金)～ 2019年1月25日(金)	2019年2月12日(火)	一般入学選考C日程 大学入試センター試験利用入学選考Ⅲ期

提出先:〒570-8555

大阪府守口市藤田町6-21-57

大阪国際大学(または大阪国際大学短期大学部)

入試・広報部「予約給付型奨学金」係

#### 5. 必要な申請書類

以下(1)～(5)の書類を全て揃えて提出する(書類に不備・不足がある場合は、選考の対象となりません)。

(1) 申請書(所定用紙:HPからダウンロードできます) ※出願者本人が記入したもの

(2) 高等(中等教育)学校調査書(厳封) ※評定平均値等が記載されたもの

(3) 作文1000字「出願する学科(ライフデザイン総合学科においてはコース)に入学して学びたいこと」

(所定用紙:HPからダウンロードできます) ※出願者本人が手書きしたもの

(4) 父・母両方またはこれに代わって家計を支えている者の「最新(2017年中)の所得証明書(原本)」(市区町村役場が発行)

※無収入の場合でも「非課税証明書」(市区町村役場が発行)を必ず提出してください。

※収入・所得の種類・内訳と金額、配偶者控除・扶養控除等の事項が明記されている証明書を提出してください。金額が記載されていないものや扶養の人数等が「\*\*\*」で目隠しされているものは受理できません。

(5) 「住民票(原本)」(市区町村役場が発行) ※世帯全員および続柄が記載されたもの

#### 6. 採用候補者の選考・決定

申請書類に基づき、家計状況、調査書等を審査し、採用候補者を決定します。選考結果は結果通知日に郵送により申請者全員に通知します。

#### 7. 採用候補者が本奨学生に正式採用されるための条件

採用候補者に決定後、2019年度一般入学選考または大学入試センター試験利用入学選考のいずれかで合格し、所定の入学手続きを完了後、入学することで正式採用となります。

なお、本奨学生採用の対象となるのは、第2志望までの合格に限ります。

8. その他、申請、選考、採用候補者としての出願等に関する注意点

- (1) 本奨学金の申請・選考は、入学試験の可否に全く影響しません。
- (2) 採用候補者として出願する際の志望順位の選択は第2位までに限定され、第3位以下の選択はできません。
- (3) 採用候補者としての出願は、申請書に記載した選考種別および出願学科(ライフデザイン総合学科においてはコース)に1回限り有効です。  
ただし、一般入学選考 A 日程において2日間受験する場合は両日とも出願対象とし、一般入学選考と大学入試センター試験利用入学選考の同時出願については、両選考とも出願対象とします。  
なお、申請書提出後の出願学科および選考種別の変更は認めません。
- (4) 申請書・所得証明書等に記載されている個人情報、奨学金業務に限定し利用するものであって、その他の目的に使用することは一切ありません。
- (5) 提出された申請書・所得証明書等の書類は返却しません。
- (6) 次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学生としての資格を喪失し、奨学金の返還を求められます。
  - ア) 学則による懲戒処分を受けた場合
  - イ) 退学又は除籍となった場合
  - ウ) その他奨学生として不適格と考えられる場合
- (7) 本学の他の奨学金等との同時受給は可能です。但し、特待生制度(奨学金給付)との併給はできません。  
なお、本学が給付する奨学金等の合計額が本来負担すべき授業料等の額を超えることはできません。  
また、本奨学金を授業料以外の学納金(施設設備費・教育充実費等)に充当することはできません。
- (8) 「日本学生支援機構奨学金」との同時受給は可能です。  
但し、日本学生支援機構奨学金を受給するためには、別途手続きが必要です。
- (9) 他大学との併願は可能です。

以上